

## 独立行政法人地域医療機能推進機構 中期目標 新旧対照表

中期目標案(第3期)	中期目標(第2期)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「JCHO」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>2024年(令和6年)○月○日</p> <p>厚生労働大臣 ○○ ○○</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「地域医療機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>平成31年2月28日 令和4年7月25日 改正</p> <p>厚生労働大臣 後藤 茂之</p>
<p><b>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p>	<p><b>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p>
<p><b>1 法人の使命</b></p> <p>JCHOは、病院、介護老人保健施設(以下「老健施設」という。)等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としており、全国に病院を展開し、法人全体として高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有するとともに、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長がある。</p> <p>JCHOにおいては、これらの特長を生かし、病院の所在する地域の医療関係者等と連携し、5疾病<sup>*1</sup>6事業<sup>*2</sup>、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を相互補完しながら提供していくことが求められている。</p>	<p>地域医療機構は、病院、介護老人保健施設(以下「老健施設」という。)等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(以下「5事業」という。)、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としている。</p>

## 中期目標案（第3期）

## 中期目標（第2期）

※1 5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患

※2 6 事業…救急、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）

### 2 現状と課題

今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、地域によって大きく異なる医療・介護ニーズや医療人材等の活用可能な資源の状況を踏まえつつ、介護分野を含めた機能分化と連携、人材確保等の取組を一層促進することにより、地域住民に対し、良質な医療・ケアを効果的・効率的に提供できるような体制の構築が必要となる。

そのような中で、将来を見据えた医療提供体制を構築するため、地域医療構想の推進、医師等の働き方改革の確実な実施、医師や看護師等におけるタスク・シフト／シェアや医療の担い手不足の解消等に着実に対応していく必要がある。

また、単身や高齢者のみの世帯の更なる増加が予想されており、それぞれの地域社会の実情に合わせた柔軟なサービスの提供によって、医療ニーズの高い要介護者を含めた要介護高齢者が在宅で生活できるよう、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。

さらに、国民目線での医療・介護サービスの提供体制を整備するに当たり、国民一人一人の医療・介護ニーズに的確に対応し、最適な医療・ケアを届けることができるよう、最大限、デジタル技術の活用を図るべきであり、特に医療分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるサービスの効率化・質の

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年（令和7年）までにいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題である。

その中で、医療ニーズについては、高齢化の進展に伴い慢性疾患を抱えながら生活している者が増加していることから、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきている。

同時に、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきている。

このような状況の中、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があることから、厚生労働省としては、地域ごとにバランスのとれた病床の機能の分化・連携を進めるとともに、地域医療として一体的に地域包括ケアシステムを構成する在宅医療や介護サービスの充実を図るための取組を進めているところである。

## 中期目標案（第3期）

## 中期目標（第2期）

向上を実現することにより、最適な医療・ケアを実現するための基盤整備を進めていく必要がある。

このような将来に向けた課題がある中で、JCHOは、救急医療の実施やへき地等の病院への医師派遣等による地域医療への貢献、医療・介護両方のサービスを提供できる強みを生かした地域包括ケアシステム構築の更なる推進、特定行為を実施する看護師や高度な看護実践能力及びマネジメント能力等を持つ質の高い看護師の育成等によるタスク・シフト／シェアの推進等を着実に実施していく必要がある。

### 3 法人を取り巻く環境の変化

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ感染症」という。）の発生以降、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、患者や地域住民の受療行動や地域での医療及び介護に対するニーズの変化等を踏まえて、地域で適切な役割を果たすことが求められている。

また、少子高齢化の進行に伴い、今後、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、医療・介護分野の人材不足はこれまで以上に厳しくなることが想定される。こうした中で、将来にわたって着実に医療・介護を提供していくために、医療・介護人材の確保・育成を行っていく必要がある。

これらを踏まえて、JCHOは、社会環境や医療・介護ニーズ等の変化に対応し、地域において必要とされる医療及び介護を提供し続けられるよう、第3期中期目標期間中においては、JCH

地域医療機構は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長を有している。地域医療機構においてはこれらの特長を活かしつつ、地域医療構想の実現に資する範囲で、病院の所在する地域の医療関係者等との協力の下、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患（以下「5疾病」という。）、並びに、5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を効果的かつ効率的に提供し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境づくりに積極的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要として、予防・医療・介護をシームレスに提供していくことが求められている。

このため、地域医療機構の主要な事務及び業務については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的として、地域医療機構の資源を最大限有効活用し、

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>Oの様々な資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院及び老健施設等を運営していくものとする。</p> <p>（別添）「政策体系図」、「一定の事業等のまとめり」及び「JCH Oの使命等と目標との関係」</p>	<p>業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営していくものとする。</p> <p>（別添）政策体系図</p>
<p><b>第2 中期目標の期間</b></p>	<p><b>第2 中期目標の期間</b></p>
<p>通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、2024年（令和6年）4月から2029年（令和11年）3月までの5年間とする。</p>	<p>通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間とする。</p>
<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</b></p>	<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p>
<p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>
<p>1 診療事業</p>	<p>1 診療事業</p>
<p>（1）良質で効果的・効率的な医療提供体制の推進</p>	<p>（1）効果的・効率的な医療提供体制の推進</p>
<p>効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、将来の医療需要の動向を踏まえ、地域医療構想の実現に向け、地域の他の医療機関等との連携を進めていくとともに、地域包括ケアシステムの要として良質な医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。</p>	<p>効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、将来の医療需要の動向を踏まえるとともに、地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の実情に応じ、地域の他の医療機関等との連携を図ることにより、地域での取組が十分でない分野を積極的に補完するなど、都道府県で策定された地域医療構想の実現により一層貢献するとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに質の高い医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。</p>

中期目標案 (第3期)	中期目標 (第2期)
<p>① 良質な医療の提供</p> <p>患者に良質かつ安全・安心な医療を提供するため、医療安全文化の醸成及び医療安全管理体制の一層の充実に取り組むこと。また、多職種間の協働によるチーム医療の実施、病院機能評価等の第三者評価の受審及び臨床評価指標の活用等により、各病院における医療の質の更なる向上を図ること。</p>	<p>③ 質の高い医療の提供 から移動</p> <p>チーム医療の実施、クリティカルパス (診療計画) の活用及び臨床評価指標の活用等の取組により、質の高い医療を提供すること。</p>
<p>② 地域の他の医療機関等との連携</p> <p>JCHO病院の多くが、医療・介護両方のサービスを提供できる強みを生かして、それぞれの地域における医療・介護を提供する機関との連携の中で、求められる役割を確実に果たすよう努めること。</p> <p>医療資源を重点的に活用する外来や急性期医療を担う病院においては、医療機能の分化・連携に資するため、地域医療支援病院や紹介受診重点医療機関等として、逆紹介や医療機器の共同利用の促進など、一層その機能を発揮するように取り組むこと。</p> <p>地域に密着した病院では、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーション等との連携・協力を一層推進すること。</p> <p>また、かかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめ、地域の医療・介護施設との連携に必要な、感染予防や認知症に関する研修を含む、地域の医療・介護従事者向けの研修を実施するなど、地域の他の医療機関等との連携を推進すること。</p>	<p>① 地域の他の医療機関等との連携</p> <p>地域の実情に応じ、地域連携クリティカルパス (患者や関係医療機関間で共有される診療計画) の整備や地域包括ケア病棟の活用などを通して地域の他の医療機関等との連携を推進すること。</p> <p>特に、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーション等との連携・協力を一層推進すること。</p>
<p>③ 5 疾病・6 事業等の実施</p> <p>新たに都道府県医療計画に追加される新興感染症への対応を含め、これまでJCHOの各病院が取り組んできた救急医療、在宅</p>	<p>② 5 疾病・5 事業等の実施</p> <p>これまで地域医療機構の各病院が取り組んできた在宅医療や認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣などの5疾</p>



中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>医療、認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣など5疾病6事業等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努めること。</p> <p>また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと。</p>	<p>病・5事業等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努めること。</p> <p>特に、地域の医療を守るため救急搬送の受入体制の確保に取り組むこと。</p> <p>また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと。</p>
<p>① 良質な医療の提供へ移動</p> <p>患者に良質かつ安全・安心な医療を提供するため、医療安全文化の醸成及び医療安全管理体制の一層の充実に取り組むこと。また、多職種間の協働によるチーム医療の実施、病院機能評価等の第三者評価の受審及び臨床評価指標の活用等により、各病院における医療の質の更なる向上を図ること。</p>	<p>③ 質の高い医療の提供</p> <p>チーム医療の実施、クリティカルパス（診療計画）の活用及び臨床評価指標の活用等の取組により、質の高い医療を提供すること。</p>
<p>④ 地域におけるリハビリテーションの実施</p> <p>「医療・介護が必要な状態になっても、自分が住み慣れた地域で暮らし続けたい」という思いに応えるため、自治体と連携するとともに、医療と介護の両方を提供しているJCHOの特長を生かし、医療・介護の連携により早期に適切なケアプランを策定するなど、地域の実情に応じて急性期から回復期において効果的なリハビリテーションを実施すること。</p>	<p>④ 地域におけるリハビリテーションの実施</p> <p>病院と老健施設を一体的に運営している地域医療機構の特長を活かし、地域の実情に応じて急性期・回復期から維持期まで、シームレスに効果的なリハビリテーションを実施すること。</p>
<p>⑤ 評価における指標</p> <p>良質で効果的・効率的な医療提供体制の推進に関する評価について、以下の指標を設定する。</p>	<p>⑤ 評価における指標</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の推進に関する評価について、以下の指標を設定する。</p>

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>（ア）全ての病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受けることとする。</p> <p>（イ）ＪＣＨＯ全体での逆紹介率を、毎年度増加させるとともに、中期目標期間の最終事業年度までに70.0%以上とする。</p> <p>（ウ）救急告示病院又は病院群輪番制病院に指定されている病院の救急搬送件数を毎年度、前年度より増加させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会や地域医療構想調整会議等において地域で中核的な役割を期待される病院（以下「中核病院」という。）の救急搬送応需率を毎年度85%以上とする。（実績値：平成29年度84.1%）</li> <li>・ 地域協議会や地域医療構想調整会議等において地域の中核病院を補完する役割を主に期待される病院（以下「補完病院」という。）の地域包括ケア病棟の在宅復帰率を毎年度85%以上とする。（実績値：平成28年度84.3%、平成29年度82.5%）</li> </ul>
<p><b>【指標設定及び指標水準の考え方】</b></p> <p>（ア）各病院において医療の質を更に向上させるためには、病院機能評価等の第三者評価の受審や臨床評価指標の活用を通して、院内の体制を絶え間なく改善していく必要があることから、病院機能評価等の第三者評価の認定を良質な医療の提供を測る指標として設定する。</p> <p>目標水準については、ＪＣＨＯ病院を利用する全ての患者に良質かつ安全・安心な医療を提供するため、全病院の認定とする。（実績値：令和4年度22病院）</p>	<p><b>【指標設定及び指標水準の考え方】</b></p> <p>地域医療構想の実現のためには、地域医療機構の各病院が地域における自院の役割を自覚し、病床の機能分化・連携を進めていく必要がある。</p>

### 中期目標案（第3期）

### 中期目標（第2期）

（イ）国が目指す「医療・介護が必要な状態になっても、自分が住み慣れた地域において、『治し・支える』医療が地域で完結して受けられる」姿の実現に向けて、地域の他の医療機関等と連携し、かかりつけ医機能を担っている医療機関等へ患者を戻していくことが重要であることから、逆紹介率を地域の他の医療機関等との連携を測る指標として設定する。

目標水準については、逆紹介率は地域医療支援病院の承認要件を参考に設定する。（実績値：令和元年度 58.6%、令和2年度 62.6%、令和3年度 61.0%、令和4年度 59.9%）

（ウ）JCHOは全病院が救急告示病院又は病院群輪番制病院に指定されており、救急搬送患者の受入れを積極的に行う必要があるため、救急搬送件数を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、毎年度、前年度よりも増加するよう設定する。（実績値：令和元年度 90,676 件、令和2年度 84,965 件、令和3年度 90,905 件、令和4年度 97,367 件）

中核病院では、救急搬送患者の受入れを積極的に行う必要があるため、救急搬送応需率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。

救急搬送応需率については平成29年度実績値を上回る水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。

補完病院では、地域に密着している病院として、地域の中核病院で急性期医療を終えた患者や在宅療養患者等の急変時等の受入れ等、地域包括ケア病棟を積極的に活用し、その後、患者が自宅等に帰るための在宅復帰支援を行うことが重要であるため、地域包括ケア病棟の在宅復帰率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。

地域包括ケア病棟の在宅復帰率については、平成29年度実績値と比較して、より高い平成28年度実績値を上回る水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。



中期目標案（第3期）

中期目標（第2期）

【重要度：高】

JCHOが地域から信頼され、必要とされ続けるために、医療の質の更なる向上を図るとともに、地域の他の医療機関等と連携により「医療・介護が必要な状態になっても、自分が住み慣れた地域において、『治し・支える』医療が地域で完結して受けられる」姿を実現することは厚生労働省の政策目標を達成するためにも重要な取組であるため。

【重要度：高】

医療等に係る地域のニーズの把握に努め、地域の取組が十分でない分野を補完するとともに地域の他の医療機関等との連携を図ることは、「地域包括ケアシステムの構築」及び「医療・介護連携の推進」という厚生労働省の政策目標を達成するために重要な取組であり、重要度が高い。

【困難度：高】

病院機能評価等の第三者評価については、受審に当たり院内の組織や患者サービス等の体制整備やその調整等を病院全体で実施し、質の高い病院運営の実現が求められることから、認定を受けるには相当な努力が必要であるため。

地域の状況や周辺住民の意識等が様々である中で、地域の医療機関との機能分化・連携を図り、逆紹介率を維持・向上させていくことは非常に困難が伴うため。

近年、救急搬送件数は増加傾向にあるが、医師の働き方改革への取組や各病院の救急受入体制の維持といった課題がある中で、毎年度救急搬送件数を増加させることは相当な努力が必要であるため。

【難易度：高】

近年、救急搬送患者数は増加傾向にあり、受入先となる救急医療機関の増加率を上回る水準で増加を続けている。さらに、医師の偏在等のために医師の確保が困難な状況で、平成29年度実績値を上回る救急搬送応需率を維持していくことは難易度が高い。

また、今後も一層、高齢化が進展し、認知症患者等の増加により、退院後も医療サービスや介護サービスが必要で在宅復帰が困難な患者が増加すると見込まれることを考えると、平成28年度実績値を上回る地域包括ケア病棟の在宅復帰率を維持していくことは難易度が高い。

中期目標案 (第3期)	中期目標 (第2期)
<p>(2) 予防・健康づくりの推進</p> <p>地域住民に対し、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、やせ、メンタル面の不調の予防といった「誰一人取り残さない」健康づくり、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり等に関する公開講座等を開催することや、各種予防接種を実施することなどにより、地域全体の健康づくりに寄与すること。</p> <p>また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めること。</p>	<p>(2) 予防・健康づくりの推進</p> <p>地域住民に対する健康教室の開催や各種予防接種の実施などを通し、生活習慣病予防をはじめとする地域住民の主体的な健康の維持増進を図ること。</p> <p>また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めること。</p>
<p>○ 評価における指標</p> <p>予防・健康づくりの推進に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>地域住民への教育・研修の実施回数（JCHOの職員が地域住民等に対して講演や研修等を行った回数。オンラインでの実績を含む。）を毎年度 1,000 回以上とする。</p>	<p>○ 評価における指標</p> <p>予防・健康づくりの推進に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への教育・研修の実施回数（地域医療機構の職員が地域住民等に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度 1000 回以上とする。（実績値：平成 26～29 年度の年間平均実施回数：1050.5 回）</li> </ul>
<p>【指標設定及び指標水準の考え方】</p> <p>地域住民の主体的な健康の維持増進のためには、研修や公開講座等を定期的実施することによる地域住民に対する啓発が重要であるため、地域住民への教育・研修の実施回数を予防・健康づくりの推進の実績を測る指標として設定する。</p> <p>目標水準としては、新型コロナウイルス感染症発生以前の 2017 年度（平成 29 年度）から 2019 年度（令和元年度）の水準を維持する設定とする。（実績値：平成 29 年度 1,080 回、平成 30 年度 1,042 回、令和元年度 1,059 回、令和 2 年度 481 回、令和 3 年度 408 回、令和 4 年度 917 回）</p>	<p>【指標設定及び指標水準の考え方】</p> <p>地域住民の主体的な健康の維持増進のためには、研修や公開講座等を定期的実施することによる地域住民に対する啓発が重要であるため、地域住民への教育・研修の実施回数を予防・健康づくりの推進の実績を測る指標として設定する。</p> <p>第 1 期中期目標期間中の水準を維持することとし、毎年度 1000 回以上と設定する。</p>

中期目標案（第3期）

中期目標（第2期）

2 介護事業

人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なるため、地域の実情に応じた介護ニーズや自事業所の機能を踏まえ、住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供できるよう地域包括ケアシステムの推進に取り組むこと。

特に病院の附属施設であり、病院と一体的に運営されているというJCHOの老健施設等の特長を生かした医療と介護の連携を強化し、老健施設における医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養、酸素療法が必要な者等）の受入れや、訪問看護ステーションにおける重症者（在宅での鎮痛療法や化学療法を行っている末期の悪性腫瘍、在宅酸素療法など特別な管理を必要とする者等）の受入れを推進する等、質の高いケアが提供できる体制の充実・強化に取り組むこと。

介護サービスの実施に当たっては、地域住民が、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいという思いに応えるため、在宅復帰・在宅療養支援の促進や認知症対策及び自宅での介護や看取り等の個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様なサービスが提供できるように努めるとともに、地域包括支援センターにおいて多職種連携により、地域の困難事例の抽出及びその解決に取り組むこと。

また、介護保険制度は2000年（平成12年）に創設されてから20年以上が経過し、地域密着型や複合型等の介護サービスの多様化や介護療養病床から介護医療院への移行等の状況の変化を踏まえ、地域から求められる新たな介護サービスの実施に向けた検討を行うこと。

2 介護事業

地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアの要として、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制の充実・強化に取り組むこと。

特に病院に隣接し、病院と一体的に運営されているという地域医療機構の老健施設の特長を活かした医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養又は酸素吸入が必要な者等）の受入れや、訪問看護ステーションにおける重症者（末期悪性腫瘍、神経難病、医療機器の装着、精神科重症患者等）の受入れを推進する等、安心安全なケアが実施できる体制の充実・強化に取り組むこと。

老健施設等におけるサービスの実施に当たっては、在宅復帰の促進や認知症対策等の国の政策及び利用者等の自宅での介護や看取りのニーズを踏まえた適切な役割を果たすよう努めること。

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>○ 評価における指標 介護事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>・ 訪問看護ステーションの特別管理加算の算定件数について、毎年度 10,000 件以上とする。</p>	<p>○ 評価における指標 介護事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老健施設の在宅復帰率を、毎年度、前年度より増加させ、令和 5 年度までに 55%以上とする。（実績値：平成 26 年度 34.4%、平成 27 年度 41.4%、平成 28 年度 46.9%、平成 29 年度 50.5%）</li> <li>・ 訪問看護ステーションの重症者の受入数を、毎年度、前年度より増加させ、令和 5 年度までに年間 1 万 3000 人以上とする。（実績値：平成 28 年度 8822 人、平成 29 年度 9411 人）</li> </ul>
<p>【指標設定及び指標水準の考え方】</p> <p>訪問看護ステーションについて、地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養の場における重症者の受入れや看取りが重要であるため、訪問看護ステーションにおける特別管理加算の算定件数を介護事業の実績を測る指標として設定する。</p> <p>目標水準については、2021 年度（令和 3 年度）及び 2022 年度（令和 4 年度）の実績以上の水準を設定する。（実績値：令和 3 年度 9,911 件、令和 4 年度 9,861 件）</p>	<p>【指標設定及び指標水準の考え方】</p> <p>老健施設について、地域包括ケアシステムを構築する上で、医療から介護への円滑な移行、そして自宅での生活につなげることが重要であるため、老健施設の在宅復帰率を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。</p> <p>在宅復帰率の水準については、平成 26 年度から平成 29 年度までの実績を踏まえ、上昇傾向を維持するため毎年度、前年度より増加させ、令和 5 年度までに 55%以上と設定する。</p> <p>訪問看護ステーションについて、地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養の場における重症者の受入れが重要であるため、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。</p> <p>重症者の受入数の水準については、平成 28 年度及び平成 29 年度の実績を踏まえ、毎年度、前年度より増加させ、令和 5 年度までに年間 1 万 3000 人以上と設定する。</p>

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
削除	<p>【重要度：高】</p> <p>地域包括ケアシステムの構築で重要な介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制として、老健施設における在宅復帰の促進、在宅復帰後において地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーションにおける体制強化は超高齢社会を迎える我が国の地域包括ケアシステムを構築する上で重要な課題であり、重要度が高い。</p>
削除	<p>【難易度：高】</p> <p>老健施設の在宅復帰率の全国平均 34.0%（平成 29 年度）と比較して既に高い水準にある地域医療機構の老健施設の在宅復帰率を率先して更に高めることは難易度が高い。</p> <p>また、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を平成 29 年度実績値の 9411 人から 1 万 3000 人以上に増加させるためには、既存の訪問看護ステーションを大規模な機能強化型の訪問看護ステーションに転換していく必要があり、そのためには全国的に看護師が人手不足の状況にある中で多数の人材を確保する必要があることから、難易度が高い。</p>
<p>3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供</p>	<p>3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供</p>
<p>利用者が、医療・ケアの内容を理解した上で、自身の治療等を主体的に選択できるよう、相談体制を充実させ、利用者やその家族等への十分な説明、本人が望む医療やケアを前もって考え話し合う人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施すること。</p> <p>良質な医療の提供に向けた医療安全管理及び感染管理の体制整備及び活動の推進を図るため、医療安全に係る報告や、医療関連</p>	<p>利用者が、医療・ケアの内容を理解し、治療等を選択できるよう、利用者やその家族等への説明、利用者やその家族等からの相談体制を充実させ、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施すること。</p>



中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>感染の発生等に関する情報を収集・分析するなど、医療安全及び感染対策の取組の充実を図るとともに外部評価を活用し、透明性をもった医療の提供に向けて取り組むこと。</p> <p>JCHOの有する全国ネットワークを活用し、JCHO内における事案や対策等の情報共有により、再発及び発生防止に向けた取組を推進すること。</p>	<p>地域医療機構がもつ全国ネットワークを活用した医療事故の原因や対策等の情報共有に努め、各施設（病院、老健施設等）の医療事故や院内感染の防止を徹底すること。</p>
<p>○ 評価における指標</p> <p>病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>（ア）患者満足度調査の「総合評価」の5段階評価において最高評価を5点、最低評価を1点として点数化し、毎年度、平均得点を入院で4.45以上、外来で4.20以上とする。</p> <p>（イ）老健施設の利用者満足度調査の「総合評価」の5段階評価において最高評価を5点、最低評価を1点として点数化し、毎年度、平均得点を入所4.46以上、通所で4.54以上とする。</p> <p>（ウ）全ての病院が下記の①②を満たすこととする。</p> <p>① 実働病床数に対する院内インシデント・アクシデント報告総数の割合を5倍以上とする。</p> <p>② 全報告数に占める医師からの報告件数の割合を将来的に10%以上とするため、令和5年度実績値よりも、毎年度1%ずつ増加させる。</p>	<p>○ 評価における指標</p> <p>病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の患者満足度調査の「病院全体の満足度」において、入院患者及び外来患者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度87%以上とする。（実績値：平成27年度86.2%、平成28年度87.2%、平成29年度87.1%）</li> <li>・老健施設の利用者満足度調査の「施設全体の満足度」において、入所者及び通所者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度92%以上とする。（実績値：平成28年度93.1%、平成29年度91.9%）</li> </ul>

### 中期目標案（第3期）

#### 【指標設定及び指標水準の考え方】

(ア) 病院において、患者やその家族の主体的な治療の選択・意思決定を促し、患者のための医療を提供することは、病院に対しての満足度の向上につながるため、患者満足度調査を患者の視点に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の実績値の平均を維持するよう水準を設定している。（令和元年度～令和5年度平均値：入院 4.45、外来 4.20）

(イ) 老健施設において、利用者やその家族等がサービス内容を理解し、それぞれの意思を尊重した選択の上、適切なサービスが受けられるよう支援することは、利用者の施設に対する満足度の向上につながるため、利用者満足度調査を利用者の視点に立った介護の提供の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の実績値の平均を維持するよう水準を設定している。（令和元年度～令和5年度平均値：入所 4.46、通所 4.54）

(ウ) 良質な医療の提供に向けた医療安全管理等の質の向上のため、各病院で院内における医療安全に関する報告を活性化し、「透明性をもった医療の提供」に取り組む必要があることから、院内インシデント報告総数等を満たす病院数を医療安全管理及び感染管理の質の向上の実績を測る指標として設定する。

### 中期目標（第2期）

#### 【指標設定及び指標水準の考え方】

病院において、患者・家族の主体的な治療の選択・意思決定を促し、患者のための医療を提供することは、患者の病院に対しての満足度の向上につながるため、患者満足度調査を患者の視点に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

老健施設において、利用者やその家族がサービス内容を理解し、選択と意思決定の上、適切なサービスが受けられるよう支援することは、利用者の施設に対する満足度の向上につながるため、利用者満足度調査を利用者の視点に立った介護の提供の実績を測る指標として設定する。

患者満足度調査、利用者満足度調査ともに現状の水準を維持することとし、それぞれ毎年度87%以上、92%以上と設定する。

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>目標水準については、全ての病院が透明性をもった医療を提供できるよう全病院とする。（実績値：令和4年度20病院）</p>	
<p>【重要度：高】 患者等の視点に立ち、主体的な治療の選択・意思決定を促すことで、患者のための医療等を提供し、また、良質な医療の提供に向けた医療安全管理等の質の向上に取り組み、透明性をもった医療を提供することで、医療の質や患者等の満足度の向上に努めることは重要度が高い。</p>	<p>新設</p>
<p>【困難度：高】 患者等のニーズを的確に把握し、患者等の視点に立った医療の提供等により、病院を受診する患者等の満足度を維持・向上し続けることは、相当な努力が必要であるため。 透明性をもった医療を提供するため、全病院の院内のインシデント・アクシデント報告件数を増加させ、かつ全報告件数に占める医師の報告件数を一定割合以上とすることは、全職員に対する周知・徹底等による職員の意識強化や報告しやすい環境づくり等を行う必要があり、非常に困難が伴うため。</p>	<p>新設</p>
<p>4 教育研修事業</p>	<p>4 教育研修事業</p>
<p>JCHOの全国ネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスについて、不断なる見直し等を図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努めること。 良質な医療を提供するため、院内での医療安全活動の取組を推進する人材を複数職種で育成するとともに、それらの職種で構成</p>	<p>全国に57施設を有する地域医療機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスの見直し等を図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努めること。</p>

### 中期目標案（第3期）

されたチームにより患者及び院内職員の医療安全への理解の促進に努めること。

また、JCHOが担う地域医療の場では、多様な病態に対する基本的な診療能力を備え、患者の初期対応及び管理を適切に行うことができる、地域医療の実践病院で活躍する医師の存在が重要であるため、医療・介護が必要な状況になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズの増大等を踏まえ、引き続き、総合診療医の育成に努めること。

チーム医療及び在宅医療の推進、新興感染症等の感染拡大時の迅速かつ的確な対応、働き方改革への対応等のため、地域及び各施設のニーズに合った、特定行為を実施する看護師や高度な看護実践能力及びマネジメント能力を持ち、医師など多職種との協働により、チーム医療を積極的に提供できる質の高い看護師の育成に取り組むとともに、特定行為を実施する看護師等が活躍できる環境を整え、タスク・シフト／シェア等を推進すること。

地域の医療・介護の質の向上に貢献するため、かかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめとした地域の医療・介護施設との連携にあたり、必要となる感染予防や認知症に関する研修などの実施により、メディカルスタッフに対する教育や地域の医療・介護従事者に対する教育に取り組むこと。

財政的に自立した運営を目指す中で、病院の各部門が一体となって経営改善に取り組めるよう、自院の現状を正しく理解し経営戦略を立案できる人材の育成に取り組むこと。

### 中期目標（第2期）

急速な高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大等を踏まえ、地域において適切な初期対応等を行う総合的な診療能力を持つ医師の育成に努めること。

在宅医療の推進、医師の働き方改革の実現等のため、特定行為に係る看護師の研修（以下「特定行為研修」という。）を推進すること。

地域の医療・介護の質の向上のため、地域の医療・介護従事者に対する教育にも取り組むこと。

また、地域医療の確保のため附属看護専門学校の適切な運営や医療従事者を目指す学生に対する臨地実習の受入れに努めること。

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>○ 評価における指標</p> <p>教育研修事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>(ア) 全ての病院で医師・看護師を含む3職種以上が医療安全管理者養成研修を受講することとする。</p> <p>(イ) 特定行為研修修了者の配置者数を毎年度、前年度より増加させるとともに、配置者数に対する特定行為を実施する者の割合を毎年度50%以上とする。</p> <p>(ウ) 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（JCHOの職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数。オンラインでの実施を含む。）を毎年度650回以上とする。</p>	<p>○ 評価における指標</p> <p>教育研修事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行為研修の修了者を中期目標期間（5年間）中に250人以上養成する。（実績見込：平成30年度82人修了見込）</li> <li>・ 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（地域医療機構の職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度480回以上とする。</li> </ul>
<p><b>【指標設定及び指標水準の考え方】</b></p> <p>(ア) 医療安全管理者は、組織を俯瞰し安全管理に関する体制構築に向けて組織横断的に活動しているが、担当者としての役割が大きく、複数職種での人材育成が望ましいことから、医師・看護師を含む3職種以上の医療安全管理者養成研修の受講を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。</p> <p>目標水準については、医療安全体制の構築による医療安全の推進のため全病院とする。（実績値：令和4年度14病院）</p> <p>(イ) 特定行為研修修了者が活躍し、地域医療に貢献するためには、配置者数を増加させることに加え、その専門性にあった業務が実施できる体制整備が必要であることから、特定行為研修修了者の配置者数及び特定行為を実施する者の割合を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。</p>	<p><b>【指標設定及び指標水準の考え方】</b></p> <p>特定行為研修の修了者を増やすことは、チーム医療の推進、地域医療への貢献等質の高い看護師の育成にとって重要であるため、特定行為研修の修了者の養成数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。</p>



中期目標案 (第3期)	中期目標 (第2期)
<p>目標水準については、特定行為研修修了者の配置者数を毎年度、前年度より増加するように設定する。(特定行為研修修了者：令和元年度から令和4年度の合計 286 人、特定行為研修修了者配置者数：令和4年度末時点 266 人)</p> <p>また、特定行為研修修了者の配置者数に対する特定行為を実施する者の割合について、2022 年度 (令和4年度) の実績値以上の水準を設定する。(実績値：令和4年度末 122 人 (45.9%))</p> <p>(ウ) 地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。</p> <p>目標水準については、JCHO病院のうち、特に地域の医療・介護従事者への教育・研修を行うことが求められる地域医療支援病院 (22 病院) が月に2回、その他の病院が年に3回実施すると想定して水準を設定する。(22 病院×24 回+35 病院×3 回で年間 633 回を超える目標回数を設定) (実績値：令和元年度 860 回、令和2年度 306 回、令和3年度 686 回、令和4年度 681 回)</p>	<p>医師の不在時の対応等を考慮し、2025 年 (令和7年) までに1 病棟単位当たり 1 人の特定行為研修の修了者の配置を目標とした場合、1 年当たり約 50 人の修了者を養成する必要があることから、50 人×5 年間で 250 人以上と設定する。</p> <p>地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。</p> <p>地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数については地域医療機構の病院のうち、特に地域の医療・介護従事者への教育・研修を行うことが求められる地域医療支援病院等 (20 病院) が月に2回実施すると想定し、20 病院×2 回×12 か月で年間 480 回以上と設定する。</p>
<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p>
<p>通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>1 効率的な業務運営体制の推進</p> <p>法人全体として経営の健全性を確保していくため、本部機能の見直しなど、理事長がリーダーシップを発揮できるよう、理事長を中心としたマネジメント体制を構築すること。</p>	<p>1 効率的な業務運営体制の推進</p> <p>法人全体としての経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。</p>
<p>（1）組織</p>	<p>（1）組織</p>
<p>JCHOが果たすべき役割を確実に実施し、本部と病院、それぞれが求められる役割を適切に果たせるよう、国の医療政策や介護政策等に合わせた柔軟な組織・業務の見直し等に取り組むこと。</p> <p>各病院がそれぞれの地域のニーズを踏まえ、限られた医療資源を最大限に活用しつつ、果たすべき役割を確実に実施できるよう、各病院単位だけでなく法人全体や地域においても、各地域で必要な医療の提供に向けたマネジメント体制や効率的なネットワークの構築等に取り組むこと。</p> <p>また、2025年（令和7年）に向けた地域医療構想だけでなく、ポスト地域医療構想や今後の幅広い介護需要の増加を見据え、地域医療・介護の担い手として、地域のニーズの変化に柔軟に対応できるよう努めること。</p> <p>職員配置については、各病院における地域事情や特性を考慮するとともに地域における医療需要を踏まえて、業務量の変化に柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図りながら、JCHOのネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置に取り組むこと。</p>	<p>地域医療機構が果たすべき役割を確実に実施できるよう、本部と病院との連携の下、それぞれが求められる役割を適切に果たすこと。</p> <p>各病院がそれぞれの地域において果たすべき役割を確実に実施できるよう、弾力的に見直しを図り、効率的な病院組織体制とすること。</p> <p>職員配置については、各病院における地域事情や特性を考慮するとともに地域における医療需要を踏まえて、業務量の変化に柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図りながら、地域医療機構のネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置とすること。</p> <p>さらに、「働き方改革」を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、特にタスク・シフティング（業務の移管）の推進等、国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。</p>

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
労働生産性の向上を図るため、勤務環境の整備及び職員の能力・資質向上に取り組むこと。	
(2) 業績等の評価	(2) 業績等の評価
組織目標の効率的かつ効果的な達成と職員の意欲の向上に資するよう、適切な業績評価を実施すること。	組織目標の効率的かつ効果的な達成と職員の意欲の向上に資するよう、適切な業績評価を実施すること。
(3) 情報システム整備及び管理	(3) IT化に関する事項
<p>電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むことにより、業務の効率化、質の高い医療サービスの提供や新たな医療ニーズへの対応等を実現するための基盤整備を進めること。</p> <p>また、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、地域連携を進めるための情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</p>	<p>地域医療機構の人事・給与・会計に係るシステムについて、適時適切に見直し、地域医療機構の経営及び業務の安定を図ること。</p> <p>地域の医療機能の向上及び連携並びに厚生労働省が進める医療情報データベースシステムへのデータ提供等を実現するため、電子カルテの導入を推進すること。</p> <p>また、医療部門を含めたIT整備に係る方針、PDCAサイクル計画を策定し、当該計画に基づき適切に対応すること。</p> <p>さらに、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</p>

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善</p> <p>各病院の特性を生かした良質な医療の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をすること。あわせて、経営状態に応じた適切な投資を促進し、より各病院の特性や医療資源を活用できる環境整備を行うことにより、更なる経営基盤の強化に取り組むこと。</p>	<p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善</p> <p>各病院の特性を活かした良質な医療及び介護の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をすること。</p>
<p>（1）収入の確保</p>	<p>（1）収入の確保</p>
<p>医療資源の有効活用を推進するとともに、診療報酬や介護報酬の確保等収益性の向上に努めること。</p> <p>また、適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業未収金の発生防止や徴収の改善を図ること。</p>	<p>医療資源の有効活用を推進するとともに、診療報酬や介護報酬の確保等収益性の向上に努めること。</p> <p>また、適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業未収金の発生防止や徴収の改善を図ること。</p>
<p>（2）適正な人員配置に係る方針</p>	<p>（2）適正な人員配置に係る方針</p>
<p>適正な人員配置に努めるとともに、通則法に沿った給与水準とすること。</p>	<p>適正な人員配置に努めるとともに、通則法に沿った給与水準とすること</p>
<p>（3）材料費</p>	<p>（3）材料費</p>
<p>同種同効果医薬品の整理、共同調達等の調達方法及び市場における平均価格より高額で購入している場合の見直しを行い、業務収益に対する医薬品費などの材料費の比率（材料費率）の低減を図ること。</p>	<p>後発医薬品の採用促進、同種同効果医薬品の整理、共同調達等の調達方法及び対象品目の見直しを行い、業務収益に対する医薬品費などの材料費の比率（材料費率）の低減を図ること。</p>

中期目標案 (第3期)	中期目標 (第2期)
<p>(4) 投資の効率化</p> <p>病院機能の維持及び改善に必要な建物、医療機器及び IT に要する投資を効率的・効果的に行うこと。</p>	<p>(4) 投資の効率化</p> <p>建物整備については、適正な建設単価の設定を行うとともに、個々の病院の経営状況等を踏まえ、医療機能に見合った適切な建物整備とするなどにより、投資の効率化を図ること。</p> <p>また、大型医療機器の共同調達については、これまでも独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。</p>
<p>(5) 調達等の合理化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>(5) 調達等の合理化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>
<p>(6) 一般管理費の節減</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努めること。</p>	<p>(6) 一般管理費の節減</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成 30 年度実績値に比し、5 %以上節減を図ること。</p>
<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p>
<p>通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p>
<p>1 経営の改善</p> <p>各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと。</p> <p>また、経常収支率が 100%未満となるなど、経営等に課題のある病院に対して、本部が必要に応じて支援を行うこと。</p>	<p>1 経営の改善</p> <p>各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと。</p>



中期目標案 (第3期)	中期目標 (第2期)
<p>○ 評価における指標 経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。 中期目標期間を通じた損益計算において、JCHO全体の経常収支率（経常収益÷経常費用×100）の平均を100%以上とする。</p>	<p>「2 長期借入金の償還確実性の確保」に記載 ○ 評価における指標 経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・中期目標の期間の各年度の損益計算において地域医療機構全体として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を100%以上とする。（実績値：平成26年度101.4%、平成27年度100.9%、平成28年度100.9%、平成29年度101.3%）</p>
<p><b>【指標設定及び指標水準の考え方】</b> JCHOは、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を経営改善の実績を測る指標として設定する。 目標水準については、効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるが、電力、ガス等をはじめとする水道光熱費の増加等の厳しい経営環境等を踏まえ、中期目標期間を通じて経常収支率の平均をJCHO全体として100%以上（黒字）とすることを水準として設定する。（実績値：令和元年度101.1%、令和2年度105.7%、令和3年度112.4%、令和4年度105.6%）</p>	<p>「2 長期借入金の償還確実性の確保」に記載 <b>【指標設定及び指標水準の考え方】</b> 地域医療機構は、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を指標とする。 効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるため、毎年度、地域医療機構全体として100%以上（黒字）とする。</p>
<p><b>【困難度：高】</b> 電力、ガス等をはじめとした水道光熱費及び物価上昇等に伴う賃金上昇による人件費の増加、並びに新型コロナウイルス感染症に伴う受療行動の変化等による厳しい経営環境に加え、医師を始めとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、中期目標期間を通じて経常収支率の平均を100%以</p>	<p>「2 長期借入金の償還確実性の確保」に記載 <b>【難易度：高】</b> 病院経営管理指標において、経常利益が黒字の公的医療機関が平成26年度以降減少し続ける厳しい経営環境に加え、医師を始めとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。</p>

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
上とすることは相当な経営努力を必要とするため。	
2 長期借入金の償還確実性の確保	2 長期借入金の償還確実性の確保
病院建物、大型医療機器や医療 DX の投資に当たっては、長期借入金の償還確実性を確保すること。	病院建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金の償還確実性を確保すること。
<p>「1 経営の改善」へ移動</p> <p>○ 評価における指標</p> <p>経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>各年度の損益計算において JCHO 全体として経常収支率（経常収益 ÷ 経常費用 × 100）を 100% 以上とする。</p>	<p>○ 評価における指標</p> <p>経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標の期間の各年度の損益計算において地域医療機構全体として経常収支率（経常収益 ÷ 経常費用 × 100）を 100% 以上とする。（実績値：平成 26 年度 101.4%、平成 27 年度 100.9%、平成 28 年度 100.9%、平成 29 年度 101.3%）</li> </ul>
<p>「1 経営の改善」へ移動</p> <p>【指標設定及び指標水準の考え方】</p> <p>JCHO は、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を経営改善の実績を測る指標として設定する。</p> <p>目標水準については、効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるため、毎年度、JCHO 全体として 100% 以上（黒字）を水準として設定する。（実績値：令和元年度 101.1%、令和 2 年度 105.7%、令和 3 年度 112.4%、令和 4 年度 105.6%）</p>	<p>【指標設定及び指標水準の考え方】</p> <p>地域医療機構は、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を指標とする。</p> <p>効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるため、毎年度、地域医療機構全体として 100% 以上（黒字）とする。</p>

中期目標案 (第3期)	中期目標 (第2期)
<p>「1 経営の改善」へ移動  <b>【困難度：高】</b>            電力、ガス等を始めとした水道光熱費及び物価上昇等に伴う賃金上昇による人件費の増加、並びに新型コロナウイルス感染症に伴う受療行動の変化等による厳しい経営環境に加え、医師を始めとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、経常収支率100%以上を達成することは相当な経営努力を必要とするため。</p>	<p><b>【難易度：高】</b>            病院経営管理指標において、経常利益が黒字の公的医療機関が平成26年度以降減少し続ける厳しい経営環境に加え、医師を始めとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。</p>
<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p>	<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p>
<p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p>	<p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p>
<p><b>1 人事に関する事項</b></p>	<p><b>1 職員の人事</b></p>
<p>良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の人材確保・育成については、計画的に取り組むこと。            また、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。特に医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、タスク・シフト/シェアの推進等の国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。</p>	<p>良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の医療・介護従事者数については、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営にも十分配慮すること。</p>
<p><b>2 内部統制の充実・強化等</b></p>	<p><b>2 内部統制、会計処理</b></p>
<p>内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの更新や研修により、業務の標準化、職員の能力向上及び役職員の認識の共有を図り、適正な内部統制を確保するとともに適切に会計を処理すること。</p>

中期目標案 (第3期)	中期目標 (第2期)
	<p>その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）を参考にすること。</p> <p>また、モニタリングを通し内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、地域医療機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。</p>
削除	3 コンプライアンス、監査
削除（「2 内部統制の充実・強化等」に統合）	<p>会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進すること。</p> <p>監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施すること。</p>
3 情報セキュリティ対策の強化	4 情報セキュリティ対策の強化
<p>地域の医療機能の向上及びJCHOの業務最適化の観点並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、診療機能に影響が及ばないよう情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、情報セキュリティ対策の強化に関し、情報セキュリティ研修及び伝達研修を毎年度実施し、標的型攻撃メール訓練も併せて実施すること。</p> <p>さらに、本部および各病院を対象とした情報セキュリティ監査を継続的に実施し、指摘が多い施設についてはフォローアップを行うこと。</p>	<p>地域の医療機能の向上及び地域医療機構の業務最適化の観点並びに政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p>

中期目標案（第3期）	中期目標（第2期）
<p>4 広報に関する事項</p> <p>本部や病院のホームページ、SNS等を活用し、JCHOの役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めること。</p>	<p>5 広報に関する事項</p> <p>地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めること。</p>
<p>5 病院等の譲渡</p> <p>JCHOは、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第14条を踏まえた適切な対応を行うこと。</p>	<p>6 病院等の譲渡</p> <p>地域医療機構は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第14条を踏まえた適切な対応を行うこと。</p>
<p>6 その他</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>	<p>7 その他</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>